

三重県Webシステム再構築及び
運用保守業務委託仕様書(案)

三重県 総務部 広聴広報課

目 次

第1	調達案件名	3
第2	背景と目的	3
第3	基本方針	3
	1. 閲覧者視点を最優先としたWebサイトの構築	3
	2. 誰一人取り残さないアクセシブルなWebサイトの実現	3
	3. 迅速かつ確実な情報発信を支えるWebシステムの再構築	3
	4. 運用・管理の効率化と職員負担の軽減	3
	5. 将来の変化に柔軟に対応できる拡張性・持続性の確保	4
	6. セキュリティとガバナンスの確保	4
第4	業務概要	4
	1. Webシステムの概要	4
	2. 業務内容、履行期間、履行場所	4
	3. 実施体制、打ち合わせ	5
	4. 納品物	6
	ア. ソフトウェア・ハードウェア	6
	イ. ドキュメント	6
第5	前提条件及び機能要件	7
	1. 前提条件	7
	2. CMS（コンテンツ管理システム）	8
	3. Webサイト	8
	4. 動画配信システム	11
第6	非機能要件	13
	1. システム稼働時間	13
	2. システム利用者	13
	3. 稼働環境要件	13
	4. 規模・性能要件	20
	5. 信頼性要件	20
	6. セキュリティ要件	21
第7	テスト、データ移行要件	23
	1. テスト	23
	2. データ移行	23
	3. マニュアル等の整備	25
	4. 職員研修及びヘルプデスクの設置	26
第8	運用保守要件	26
	1. 対応時間	26

2.	業務の実施方法	26
3.	次期システムへの引継ぎ	31
第9	その他特記事項	31
1.	情報セキュリティに関する受託事業者の責任	31
2.	遵守すべき法令等	32
3.	受託事業者の義務	32
4.	支払条件	32
5.	著作権等	33
6.	工業所有権	34
7.	第三者の権利侵害	34
8.	契約不適合担保責任	35
9.	機密保持	35
10.	再委託の制限	36
11.	暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置	36

第1 調達案件名

三重県Webシステム再構築及び運用保守業務委託

第2 背景と目的

三重県では、平成26年度から27年度にかけて、CMS(コンテンツ管理システム)を含む三重県Webシステムの再構築を行い、平成28年度から現在の三重県公式Webサイト(以下、「三重県Webサイト」)の運用を行っている。しかし、運用開始から相当年数が経過する中で、ICT環境や、閲覧者の情報入手手段は大きく変化している。

近年では、スマートフォンを主とした閲覧が一般化し、閲覧者はWebサイトに対して、必要な情報を迅速かつ分かりやすく入手できることを強く求めるようになってきている。一方で、現行の三重県Webサイトは、情報構造や画面設計が現在の利用実態に十分対応できておらず、目的の情報にたどり着きにくいといったユーザビリティ上の課題を抱えている。

また、Webサイトを支えるWebシステムの観点においても、ウェブアクセシビリティ対応の継続的な確保、多様な閲覧端末への対応、さらには災害時等における迅速な情報発信、CMSの操作性や運用負荷など、現在の仕組みでは対応が困難な課題が顕在化している。

このような状況を踏まえ、本業務委託では、三重県Webサイトの品質向上と、それを安定的かつ効率的に支えるWebシステム全体の再構築を一体的に行う。

第3 基本方針

1. 閲覧者視点を最優先としたWebサイトの再構築

三重県民・事業者などのさまざまな閲覧者が、迷うことなく必要な情報を入手できるように、Webサイトの構造や導線を整理する。また、検索機能の充実のほか、スマートフォンでの閲覧を前提とした、分かりやすさ・探しやすさを重視したWebサイトをめざして再構築を行う。

2. 誰一人取り残さないアクセシブルなWebサイトの実現

高齢者や障がいのある方を含め、すべての閲覧者が等しく情報を入手できるWebサイトとするため、関係規定等に準拠したウェブアクセシビリティを確保する。また、多言語対応を含め、閲覧者の属性や言語に配慮したWebサイトの構成とする。

3. 迅速かつ確実な情報発信を支えるWebシステムの再構築

災害時や緊急時においても正確な情報を迅速に発信できるWebサイトを実現するため、CMSの機能や操作性を見直す。また、SNS等の各種サービスとの連携を考慮した、安定稼働と高い可用性を備えたWebシステムをめざして再構築を行う。

4. 運用・管理の効率化と職員負担の軽減

Webサイトに関する専門的な知識を持たない職員でも容易に更新・管理が行える運用体制を実現するため、CMSの操作性向上や作業分担の最適化を図る。また、動画コンテンツ等を含む多様な情

報を効率的に管理・発信できる構成とする。

5. 将来の変化に柔軟に対応できる拡張性・持続性の確保

ICTの進展や行政ニーズの変化に対応可能なWebシステムを構築する。特に、検索機能の高度化や多言語対応の拡充、各種サービスとの連携等を見据えた拡張性を確保するとともに、現行システムからの円滑な移行や、現行ルール等を継承可能な持続性の高いシステム構成とする。

6. セキュリティとガバナンスの確保

不正アクセスや情報改ざん等のリスクに備え、適切なセキュリティ対策を講じる。また、Webサイト及びSNS等を含む情報発信全体について、更新履歴や権限管理等を通じた、組織としてのガバナンスを確保する。

第4 業務概要

1. Webシステムの概要

受託事業者が提供するWebシステムの概要を以下に示す。詳細は、別紙1「旧システムにおける各サブシステムの詳細と本システムに求める機能」を参照すること。

なお本仕様書においては、更新前のWebシステムを「旧システム」、本業務において構築・運用保守を行う、更新後のWebシステムを「本システム」という。

	サブシステム	内容
1	三重県Webサイト	三重県ドメイン(www.pref.mie.lg.jp)のWebサイトである。
2	CMS (コンテンツ管理システム)	三重県Webサイト(関連サイトを含む)に表示する、報道発表資料や所属オリジナルページ、三重県公報などの情報を登録し、HTMLファイル等を生成するシステムである。 また、公開(非公開)処理により、Webサイトに情報を掲載(非掲載)する。
3	独自機能:動画配信システム (VMACS)	知事定例記者会見や三重県議会などの様子をインターネット上でライブ配信するシステムである。本システムではVMACS及び内部Live・VODは廃止し、配信専用ネットワークのみ継続する想定ですが、外部(インターネット)へのライブ配信は引き続き専用端末により実施(YouTubeの利用を想定)します。
4	独自機能:VMACS以外	三重県サイトのトップページに表示する新着情報リンクや報道発表資料リンク、メールマガジンの配信などを管理しています。本システムでは一部の機能のみ提供すること。

2. 業務内容、履行期間、履行場所

(1) 業務内容

本業務では、本システムの設計、構築、旧システムから本システムへの移行、本システムの運用保守を行う。

(2) 履行期間

契約締結日から令和15年1月11日まで。なお、履行期間内で以下のとおり作業を行うこと。

- ア. 契約締結日(令和8年10月上旬を想定)から令和10年1月11日(予定)までに本システムのリリースまでの作業を行うこと。構築工程の詳細は受託事業者からの提案に基づき、契約後に調整することとするが、令和9年3月31日までを一次開発、令和9年4月1日以降を二次開発として、それぞれ設計・構築の成果をまとめること。なお、機能要件にて必須としていない項目に関して三重県が認めた場合は、令和10年1月11日(予定)以降のリリースも可とする。
- イ. 令和10年1月11日(予定)から令和15年1月11日まで本システムの動作に必要となる運用保守にかかる作業を行うこと。

(3) 履行場所

三重県庁、受託事業者事業所、システム基盤設置場所、三重県が許可した場所

3. 実施体制、打ち合わせ

(1) 実施体制

- ア. 本システムの構築・移行・運用に必要となる体制を常時整えること。
- イ. 構築・移行業務、運用保守業務それぞれの業務実施体制を4(1)に示す提出期限までに三重県に報告し、承認を得ること。
- ウ. 業務実施体制が変更となる場合は、その都度、三重県に報告し、承認を得ること。

(2) 打ち合わせ

- ア. 構築・移行業務(契約締結後～令和10年1月11日)実施の打ち合わせは2週間に1回程度進捗や課題を確認する打ち合わせを実施すること。
- イ. 運用保守業務(令和10年1月11日～令和15年1月11日)実施時は原則として毎月1回打ち合わせを実施し、運用保守状況の報告を行うこと。
- ウ. ア、イに示す打ち合わせ以外でも三重県、受託事業者のいずれかが求めた場合は、随時打ち合わせを実施することとする。
- エ. 打ち合わせは対面、ウェブのどちらでの形式でも可とする。

(3) 第三者のサービス利用手続きの支援

- ア. 第三者のサービスを利用するにあたり手続きが必要となる場合は、三重県が作成、提出する必要がある書類等のひな型を提示するなど、三重県の手続きの支援を行うこと。

4. 納品物

(1) 納品物

ア. ソフトウェア・ハードウェア

本業務に必要なすべてのソフトウェア、ハードウェア(統合サーバを利用せず別途調達する場合等)を納品すること。

- (ア)本システムは、履行期間内は保守可能であることを前提とする。契約期間中に利用している製品のサポートが終了する場合は、受託業者の責において後継製品や同等の性能を持った代替製品への移行を行い、継続してサポートが受けられるように対応を行うこと。その場合、当該製品がサポート終了を迎える前に、三重県に代替品の説明を実施したうえで承認を得ること。
- (イ)本システムを確実に稼働させるために必要なソフトウェア(パッケージ、ミドルウェア含む)について、各要件に基づき選定し、ソフトウェア仕様、及び、構成案を提示すること。その際、本システムのソフトウェアライセンスが過大・過小とならないよう、適切なライセンス体系に基づく構成で提案すること。

イ. ドキュメント

(ア)業務実施計画書

業務実施計画書の内容は以下のとおりとする。業務実施計画書の内容うち、設計構築等に関するものは契約締結後10開庁日以内、運用保守等に関するものは令和9年12月末までに提出すること。

- a.業務実施体制
- b.スケジュール
- c.課題管理、リスク管理、進捗管理、品質管理方針
- d.工程別完了判定方針
- e.コミュニケーション管理方針
- f.文書管理方針

(イ)各種設計書、完成図書及び報告書

受託業者は、計画と成果を示すドキュメントを作成すること。想定するドキュメントは以下のとおりである。各工程の着手前に、該当ドキュメントの内容を三重県と協議すること。

また、レビュー会を設けて三重県に対し十分な説明を行い、内容の承認を得てから納品すること。特に、設計、構築、移行等の重要工程完了時の納品物については、余裕をもって三重県に提出し、三重県の承認を得ること。

フェーズ	No.	成果物
設計	1	基本設計書
	2	詳細設計書
	3	サーバ構築設計書
	4	移行設計書
	5	テスト設計書
	6	運用保守設計書
構築	7	テスト結果報告書
	8	移行結果報告書
	9	ラック配置図(別途ハードウェア等を納品した場合)
	10	物理配線図(別途ハードウェア等を納品した場合)
	11	機器及びソフトウェア等一覧(構築完了後)
	12	運用保守手順書
	13	移行計画書・手順書
	14	一般職員向け業務操作マニュアル、操作研修動画

	15	運用管理者向け操作マニュアル
	16	運用保守計画書・体制表
	17	運用保守報告書(課題管理表を含む)
稼働～	18	運用保守作業報告書(障害記録を含む)
	19	品質報告書
	20	移行完了報告書
契約終了時	21	契約終了時に係る要件として規定した引継ぎ関連資料及びデータ
随時	22	会議・打合せ議事録 課題管理表 ※対象は、契約終了までの全ての会議体

(ウ)納品方法

- a.各年度途中において、業務の進捗に応じて発生した各納品物を電子ファイルにてメール等で提出すること。
- b.各年度末に、必要となる納品物をまとめて紙資料1部、電子ファイル(CD-R等)1部提出すること。ただし、大量のページ数を要する等、印刷に不適であると認められるものは三重県の判断にて紙資料の提出を省略できるものとする。
- c.電子ファイルの提出形式は、原則としてPDF形式及び編集可能な形式(MS-Office形式等)とする。ただし、三重県の判断にてPDF形式、編集可能な形式もしくはプログラムファイルでの提出とすることがある。
- d.紙媒体の提出形式は、原則A4縦、両面左綴じとするが、必要に応じてA3を使用可とする。なお、パイプファイル等に綴じて、各ページを取り外せる形で納品すること。

(2) 納品場所

三重県総務部広聴広報課(三重県津市広明町13 三重県庁3階)

第5 前提条件及び機能要件

1. 前提条件

(1) 本システムの操作環境

- ア. CMSによるコンテンツの作成、編集、承認等の操作は、庁内の職員が業務において使用しているパソコン(一人一台パソコン)から利用可能なWebブラウザを通じて実施できる構成とすること。
- イ. 業務端末には特別なソフトウェアのインストールを必要としない操作環境を基本とし、環境設定変更についても最小限となるよう考慮されたものとする。また、他のシステムの動作に影響が及ばないものであることとする。

(2) サイト構成の見直し

- ア. 三重県Webサイトについては、閲覧者が必要な情報に円滑に到達できるよう、現行サイトの情報構造を踏まえつつ、カテゴリ分類、階層構造、ナビゲーション等の見直しを行うこと。
- イ. 三重県Webサイトの見直しにおいては、デバイスの画面サイズに合わせて表示を最適化するレス

ポンシブWebデザインによるパソコン及びスマートフォン、タブレット等での円滑な表示、さらに、操作性を高めるナビゲーション機能やレイアウト等、デザインの品質向上を図ること。

(3) ウェブアクセシビリティの確保

ア. 再構築後の三重県Webサイトにおける全てのコンテンツは、高齢者や障がいのある方を含め、すべての閲覧者が必要な情報を支障なく取得できるよう、「改正JIS X 8341-3:2016の適合レベルAA」の達成基準を満たすものとする。また、履行期間中に「JIS X 8341-3:2016」が改正された場合は、最新の基準に対応すること。

イ. 本業務で作成する全てのデザイン、HTML、CSS、画像等は、上記アの達成基準を満たすとともに、新たに導入するCMSへ移行する既存コンテンツも、当該達成基準を満たすように受託事業者が改善を行うこと。

(4) 旧システムからの移行

ア. 旧システムにおいて公開されているページ(JavaScript等で生成される動的ページ含む)、画像、添付ファイル、動画・音声ファイル、その他のコンテンツ並びに関連するデータについては、本システムへ適切に移行することを前提とする。

(5) 既存URLの継承等

ア. 再構築後の三重県Webサイトにおいては、現行三重県Webサイトで使用しているURLを可能な限り継承することとし、継承が困難な場合においては、閲覧者の利便性に配慮した適切な転送設定等の措置を講ずること。

(6) 各種データ連携

ア. 現行三重県Webシステムは、ファイル転送、各種データベース連携、およびWebサイト内検索機能など、複数のシステムとデータ連携を行っている。本システムにおいても、これらの連携を行うこと。なお、詳細は別紙3「各種データ連携一覧」参照。

(7) 移行期間中の運用継続性

ア. 三重県Webサイトの再構築及び移行作業の期間中においても、現行Webサイトの閲覧及び情報発信機能が継続して利用できるよう配慮すること。

(8) 情報セキュリティポリシーへの適合

ア. 本システムの設計及び構築にあたっては、三重県の情報セキュリティポリシーその他関係規程等に適合した構成とすること。なお、情報セキュリティポリシーについては、本業務の契約締結後に提示する。

2. CMS(コンテンツ管理システム)

別紙4「機能要件(CMS)」を参照のこと。

3. Webサイト

(1) サイト設計

ア. 現行三重県Webサイトを分析し、課題を確認したうえで、サイト構成の設計を行うこと。

- イ. 目的とするコンテンツに、原則3クリック、多くても5クリック程度でたどり着く階層構造とすること。
- ウ. スマートフォンでも使いやすいサイト構成とすること。

(2) カテゴリ設計

- ア. 閲覧者が分かりやすく、必要な情報に容易にたどり着けるよう、カテゴリ(分類)の設計を行うこと。
- イ. 閲覧者が情報にたどり着きやすくなるよう、分類以外の検索項目(目的、閲覧者の属性等)についても必要であれば提案すること。
- ウ. カテゴリは適切な階層構造とすること。また、パソコンとスマートフォンの両方で情報を探しやすいよう、画面を工夫すること。

(3) サイトマップ(構成図)作成

設計したサイト構成を基に、サイトマップを作成すること。また、画面の遷移がわかる資料を作成すること。

(4) サイトデザイン

ア. トップページ

- トップページは提案内容を踏まえ、三重県と協議のうえ、三重県の魅力が十分に伝わり、かつ利便性の高い機能的なデザインとすること。なお、デザインは複数の案を提示し、比較検討できるようにすること。
- デザイン決定には三重県と協議の上、三重県と合意するまで細部にわたり調整を行なうこと。PCサイトのみならず、スマートフォンサイトについても操作性、視認性を確保できる設計を行うこと。
- 災害時にスムーズな情報提供が行えるよう、緊急用トップページを作成すること。また、緊急用トップページへはCMSの操作で切替できること。

イ. 基本デザイン

- 三重県と合意したトップページデザイン案に基づき、以下のページデザイン案を作成し、三重県の合意を得ること。いずれも、パソコン表示のデザインと、スマートフォン表示のデザインをそれぞれ作成すること。
 - ・ カテゴリページ(トップページを0階層とした場合の1階層目。特定の分類を複数表示したページ)
 - ・ インデックスページ(第2階層以降。下層コンテンツへの導線となる一覧ページ)
 - ・ コンテンツページ(具体的に情報の詳細を提供するページ)

ウ. デザインの共通事項

- 各ページには、タイトル情報、グローバルナビゲーション、トピックパス、各所属の連絡先などが必ず配置されること。なお、ローカルナビゲーションについては、三重県と協議の上、必要性に応じて実装すること。
- ページ番号が自動的に割り当てられて表示され、ページ番号検索にて該当ページに直接遷移ができること。
- ユニバーサルデザインやウェブアクセシビリティに配慮したデザインとすること。

エ. カテゴリページ

- カテゴリ内の新着情報が自動的に掲載されること。
- カテゴリページから第二階層・第三階層のページを辿ることができること。
- カテゴリの表示順を第二階層・第三階層共に管理者が変更できること。
- 第二階層はテキストリンクだけでなく、画像リンクも選択できること。
- カテゴリページのリンクは自動更新され、メンテナンス不要とすること。

オ. インデックスページ

- 次の階層のタイトルを一覧表示で自動掲載すること。
- 階層(インデックスページ)ごとに所有者を設定し、所有者以外のコンテンツページが掲載されないこと。
- 階層の所有者は複数のIDを設定できること。
- 表示は一階層下のページ一覧だけでなく、二階層下のページも表示することを選択できること。
- 階層の所有者(作成者)がインデックスページに見出しを挿入できること。
- インデックスの表示順を作成者が変更できること。
- インデックスページのリンクは自動更新され、メンテナンス不要とすること。

カ. コンテンツページ

- ページ更新日が自動的に掲載されること。
- A4縦型でプリントした際に、文字や画像が切れることがないようにすること。

キ. サブサイト(共通デザイン)

- 下記サイトは、ヘッダー・フッターは三重県と同一とするが、新着情報の掲載などサブサイトとして運用管理できるようにすること。
 - ・ 知事のページ
- サブサイトトップには、タイトル画像やカラーセルバナーを掲載できること。
- 運用開始後、職員により特定のテーマのトップページとして新たに構築できること。また構築数に制限がないこと。

ク. サブサイト(専用デザイン)

- 下記サイトは、三重県ホームページと異なるデザインで構築すること。新着情報の掲載などサブサイトとして運用管理できるようにすること。なお、三重県議会については、デザイン案を複数作成し、比較検討できるようにすること。
 - ・ 三重県議会(<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/index.shtm>)
 - ・ 三重県自殺対策推進センター(<https://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/KOKORO/index.htm>)
 - ・ 三重県子ども心身発達医療センター(<https://www.pref.mie.lg.jp/CHILDC/index.htm>)
 - ・ みっふる広場(<https://www.pref.mie.lg.jp/KATEIKYOIKU/index.htm>)
 - ・ 三重県平和啓発ホームページ(<https://www.pref.mie.lg.jp/HEIWA/index.html>)

(5) 付随する機能

以下の機能を持つサービス、ソフトウェア等を導入し、設定作業等を行うこと。

全てのページに以下の機能が適用されること。以下の機能を利用するために、閲覧者がアプリケーションソフトをインストールする必要があるものは不可とし、閲覧者の利用端末やブラウザなど利用環境に依存せず利用できるものを採用すること。また、SSL/TLS対応ページでも利用可能であること。

無償サービスの提案も可とするが、期間中のサービス終了や有償化などの仕様変更が発生した場合、責任を持って代替手段を導入すること。有償サービスの場合、契約期間中、サービス、ソフトウェア等のライセンス料について、原則として閲覧者数、利用量、ページ数の増、バージョンアップ等により料金の増額が発生しないこと。

なお、導入・利用に係る一切の費用は受託事業者の負担とする。

ア. ふりがな付加

- 閲覧者が「ふりがなボタン」等をクリックするだけで、別ページに遷移することなく、サイト上のテキ

ストにふりがなを表示させることができること。

イ. 文字サイズ変更

- キャプションや文字画像を除き、コンテンツ機能やレイアウトを損なうことなく、200%以上のサイズ変更ができること。

ウ. 背景色変更

- 通常の黒文字・白背景のほかに、文字色と背景色のコントラスト比に配慮した複数の表示パターンがあり、閲覧者が任意に選択できること。

エ. 自動翻訳

- 外国語自動翻訳の仕組みを導入すること。なお、対象はすべてのページとし、ページ数を限定しないこと。また、ダウンロード、プラグインの必要がなく、簡単な操作で切替えができること。
- 対象言語は、英語、ベトナム語、ポルトガル語、フィリピン語、中国語(繁体・簡体)、インドネシア語、スペイン語を想定しているが、その他の外国語についても可能な限り対応すること。

オ. サイト内検索

- 閲覧者がフリーワードで検索できるものとし、ひらがな・カタカナ・漢字などの表記の違いに対応した検索結果を表示できること。
- PDFファイル、Excel ファイル、Wordファイル内のテキストも検索できること。
- 広告等が表示されるものは不可とする。
- よく利用される検索条件等の統計情報を取得できること。

(6) アクセス解析

以下のアクセス解析が行えるよう、サービス、ソフトウェア等を導入し、設定作業等を行うこと。以下の機能を利用するために、閲覧者がアプリケーションソフトをインストールする必要があるものは不可とし、閲覧者の利用端末やブラウザなど利用環境に依存せず利用できるものを採用すること。また、SSL/TLS対応ページでも利用可能であること。

無償サービスの提案も可とするが、期間中のサービス終了や有償化などの仕様変更が発生した場合、責任を持って代替手段を導入すること。有償サービスの場合、契約期間中、サービス、ソフトウェア等のライセンス料について、原則として閲覧者数、利用量、ページ数の増減、バージョンアップ等により料金の増額が発生しないこと。

なお、サービス・ソフトウェアの導入・利用に係る一切の費用は受託事業者の負担とする。

ア. 三重県Web サイト内の全ページについて、ページビュー数を取得できること。

イ. ページビュー数は、ページごとに日・月・年単位で集計した値を、職員が集計作業することなく取得できること。又は、受託事業者が運用保守の範囲内で集計作業を行い、職員に毎月提供すること。受託事業者が集計作業を行う場合、臨時で職員から集計の依頼を行うことがあるので、対応すること。

ウ. ページビュー数は、閲覧媒体別(パソコン、スマートフォン)に集計できること。

(7) 防災みえ連携

三重県に災害対策本部が設置された場合、防災みえが作成したXMLデータを5分ごとに参照し、本部が設置されたデータがあれば、トップページに緊急情報として本部設置の情報を自動で掲載すること。また、災害対策本部が廃止されたデータが提供された場合は自動で掲載を停止すること。

4. 動画配信システム

業務用端末からライブ中継及びVOD配信が行えることを基本とし、「第6 非機能要件 4.規模・性能要件」に示す内容を満たすシステムであること。

現行システムと同様に、YouTubeの利用を想定しているが、他のサービスの導入も可とする。

なお、ページには動画の埋め込みは想定していないが、ページ内に動画を埋め込む方法(タグ挿入等)のマニュアルを提供すること。

第6 非機能要件

1. システム稼働時間

(1) 事前に三重県が認めたメンテナンスを除き、24時間365日常時稼働すること。

なお、メンテナンスの実施については、「第8 運用保守要件 2.業務の実施方法 (9)修正プログラム」の適用を参照のこと。

2. システム利用者

(1) 本システムの利用者等は下表の通りとする。

利用者種別	内容
システム管理担当者	本システムの運用管理や受託事業者との各種調整を担当する三重県職員 3名程度。
システム利用者	【CMS(コンテンツ管理システム)】 全三重県職員。 ただし、職員の担当業務によって作業範囲が異なる。 ※担当業務の主な分類 広聴広報課報道担当職員、広聴広報課広報担当職員、各部局広報担当課職員、三重県公報担当所属職員、その他一般所属職員など
	【Webサイト】 全三重県職員。
	【動画配信システム】 全三重県職員。
閲覧者	ウェブページの閲覧者

3. 稼働環境要件

(1) 統合サーバについて

ア. 三重県では、複数のサーバを1台の物理サーバ上で動作させる「仮想化技術」を利用した、情報システム用の統合サーバ(仮想サーバ)をIDCに構築している。本システムの構築環境(CMSを含む)については、可用性、拡張性、運用性等の観点から、統合サーバの利用を前提とした構成を基本とする。統合サーバの詳細については、別紙2「統合サーバの利用について」を参照すること。なお、統合サーバを利用しない場合、別途三重県が指定するIDCにラックを設置し、必要となる機器類及びソフトウェア等全てについて受託事業者で用意し、ハードウェア・ソフトウェア費用、ハウジング料、電気使用料及びラック間配線費等、必要な費用は全て本業務の範囲内とする。

イ. 本システムを稼働させるために必要なインフラを設計のうえ、統合サーバにWebサーバ、CMSサーバ等を構築すること。また、Webサーバのみインターネットに公開し、CMSサーバには職員と受託事業者しかアクセスできないようにすること。なお、旧システムは、公開WEBサーバ2台(2台ともActive状態で負荷分散運用)、庁内公開WEBサーバ1台で運用しているが、本シス

テムでは、庁内公開WEBサーバは廃止する。

- ウ. 統合サーバはIDCに設置されている。また、利用可能なネットワークは、インターネット接続系ネットワークの業務系セグメント、DMZセグメントなどとなる。
- エ. 業務を実施するうえで必要となるリソースの容量・能力が確保されていること。
- オ. 統合サーバを利用する上での本システムにかかる保守及び役割分担は、別紙2「統合サーバの利用について」のとおりとする。なお、バックアップ及びリストア、監視については、統合サーバの標準機能を利用することもできる。また、統合サーバが提供する各種サービスを利用しない場合は、必要となる機器類及びソフトウェア全てについて受託事業者で用意し、その費用も本業務の範囲内とすること。
- カ. サービスの提供に用いるアプリケーションやソフトウェア等についての技術的脆弱性に関する情報を収集し、適宜対策を行っていること。
- キ. 不要なサービスを停止すること。
- ク. 情報セキュリティに関する統一的な窓口が設置されており、情報セキュリティインシデントが発生した際、収束に向けた対応等にかかる実施体制が確立していること。
- ケ. Oracle Database等のOracle製品を利用する場合、統合サーバに搭載できないため、別途三重県が指定するIDCにラックを設置し、物理サーバ等のハードウェアを用意すること。ただし、受託業者とOracle社との間で、統合サーバ上で本システムを利用するための有効なライセンス契約を締結している場合はこの限りではない。
- コ. 本番用環境とは別に、環境動作テストや不具合の検証を行うための検証用環境を構築すること。
- サ. 本契約期間中(現時点での予定では令和13年度)に統合サーバを再構築する予定があり、仮想サーバ移行に伴う設定変更や動作確認等の作業を行うこと。

(2) リモート保守環境の利用

- ア. 遠隔地からインターネット経由で行政WANに接続し、情報システムの監視及び運用保守、ヘルプデスク業務を行うリモート保守環境を利用できる。
- イ. 本契約期間中(現時点での予定では令和13年度)に統合サーバを再構築する予定があり、仮想サーバ移行に伴う設定変更や動作確認等の作業を行うこと。
- ウ. リモート保守環境以外の方法でのリモートアクセスは、原則として認めていないため注意すること。
- エ. リモート保守環境の利用には、技術的、セキュリティ的な制限事項等があるため、利用可否の判断を行ったうえで、必要に応じて利用すること。
- オ. リモート保守環境利用時の通信は暗号化が必須である。なお、本システムにおいては、インターネットVPNによる接続となる。また、受託業者所有の端末のうち、三重県が承認した端末のみ接続を許可する。
- カ. 保守用端末及び通信回線は受託業者が準備し費用を負担すること。
- キ. 本契約期間中(現時点での予定では令和13年度)にリモート保守環境を再構築する予定があり、移行に伴う設定変更や動作確認等の作業を行うこと。
- ク. 上記含め、リモート保守環境に関する提供機能や構築時の役割分担等について、詳細は別紙5「リモート保守環境の利用について」を参照すること。

(3) ポータルサイトの利用

- ア. 統合サーバや、リモート保守環境などの共通機能基盤の利用にあたり、共通機能基盤受託事業者

や三重県への問い合わせや作業依頼は、ポータルサイトを通じて行う。

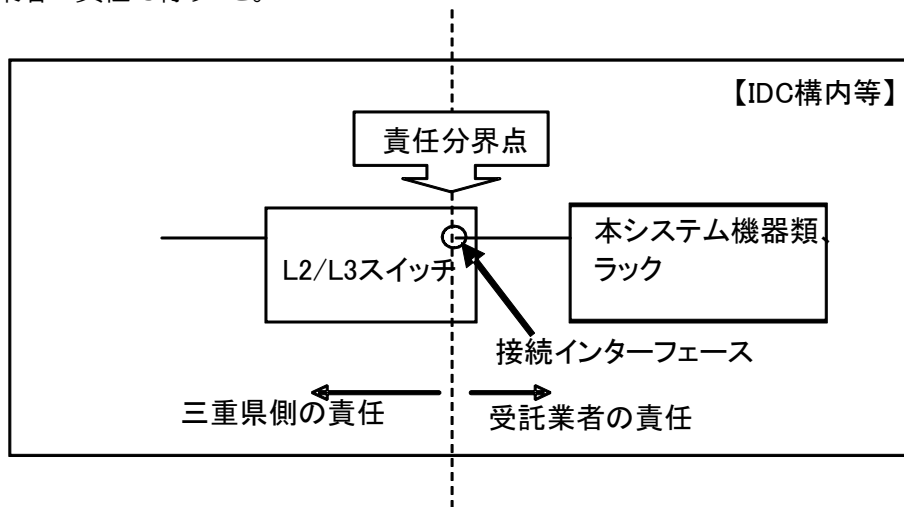
- イ. ポータルサイトに関する提供機能や運用フローは、資料2別紙6「ポータルサイト利用ガイドライン」を参照すること。

(4) 利用者認証方式及び利用端末の前提

- ア. 本システムは、利用者認証にシングルサインオン(SSO)を採用すること。
- イ. 本システムを利用するクライアント端末は、三重県が管理するオンプレミスActive Directoryドメイン参加端末を前提とし、認証方式はKerberos認証とすること。
- ウ. 課でログインする場合は、ID/パスワードによるログインとすること。

(5) ネットワークにおける責任分界点

- ア. ネットワークの設定に必要な情報(IPアドレス、ホスト名等)は、三重県が準備する。
- イ. ファイアウォールの変更作業は三重県が行う。ただし、設定情報(通信相手、プロトコル等)は受託業者が検討すること。
- ウ. ネットワークの状態は、三重県が常時監視するが、本業務で構築した各機器の通信状態を受託業者においても監視すること。
- エ. 三重県が指定する三重県情報ネットワーク用ラック内のL2/L3スイッチの接続インターフェースまでを受託業者の責任分界点とする。責任分界点までの全ての機器とラックの準備、及び、配線を受託業者の責任で行うこと。



(6) ソフトウェア

- ア. 本業務において調達するソフトウェアライセンスについては、本業務の契約終了後も三重県において継続して利用できるよう、三重県を使用者名義とすること。ただし、三重県を使用者名義とすることが認められていないソフトウェアについては、適切な使用者名義を設定し、本業務にて利用できるようにすること。
- イ. 原則として、契約時の最新バージョンを納入すること。なお、最新バージョンを使用できない場合は、最新バージョンの使用権を確保したうえでダウングレードを行うこと。また、契約期間中にソフトウェアのサポート切れを迎えることが判明した場合は、三重県と協議のうえ、本業務の範囲において後継製品等に係るライセンスの準備、及び、バージョンアップ作業を実施すること。ただし、Windows Server OSについては、この限りではない。また、機能的支障がない限り、最新のセキュリティパッチを全て適用すること。
- ウ. OSにWindowsを使用する場合は、三重県ドメインに参加できるエディションを採用し、三重県管

理の運用管理ソフト(スカイ社SKYSEA Client View)や、エンドポイントセキュリティソフト(EDR)をインストールすること。

エ. Windows Server CALについて、職員用は三重県が準備し、開発者用は受託業者が準備すること。

オ. ウィルス対策として、三重県が所有するマイクロソフト社のMicrosoft Defender(Windowsの場合)又はトレンドマイクロ社のサーバプロテクト(Linuxの場合)を使用できる。

カ. 原則としてサポートが受けられないソフトウェアの利用は許可しない。

キ. 三重県が不要と判断したソフトウェア及びサービスは適用しないこと。

(7) ハードウェア

ア. 本システムの運用又はデータ移行において、統合サーバ以外のハードウェアを使用する場合は、三重県が指定するIDCに設置すること。ただし、ハードウェア費用、ハウジング料、電気使用料及びラック間配線費等は受託業者が負担すること。

イ. すべてのハードウェアは、買い取りとし、中古品は認めない。

ウ. 本業務で納入する全てのハードウェアについて、機能・性能、及び、保守運用面等を検討のうえで最適なものを選定すること。なお、性能要件を満たさない場合は、ハードウェア等の増強を行うこととし、増強するために必要となるハードウェアの調達、設定、保守も本業務の範囲に含むものとする。

エ. 1台の物理サーバで複数のサブシステムを兼用させないこととするが、合理的な理由がある場合は、三重県に説明後、承認を得たうえで、受託業者が提案する構成で構築を行うことができる。

オ. 物理サーバを設置する場合、安定的な運用ができるよう、運用・保守業務を行うこと。また、メンテナンス時や故障時を考慮して、冗長構成とすること。

カ. 本業務で納入する全てのハードウェアは、ラックマウントを前提とした機器選定を行うこと。なお、ラックマウントができない機器を納入する場合は、耐震や盗難対策等として、セキュリティワイヤーや固定ベルト等を用意すること。

キ. 本業務で納入する全てのハードウェアは、概ね同機種、又は、同系統の機種において多数の導入実績があること、及び、各種規格団体の規格を満たしていること

ク. みえ・グリーン購入基本方針及び環境物品等の調達方針に原則適合していること。

ケ. 性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

コ. 本業務で納入するハードウェアについて、交換または撤去する際は、データを物理的に破壊し、復元不可能な状態にした上で適正に廃棄すること。その際、以下の事項を履行すること。

(ア) 事前に、対象となるハードウェア(記憶媒体を含む)の名称、型番、数量、および物理破壊によるデータ消去の方法について、三重県に説明し、書面による承認を得ること。

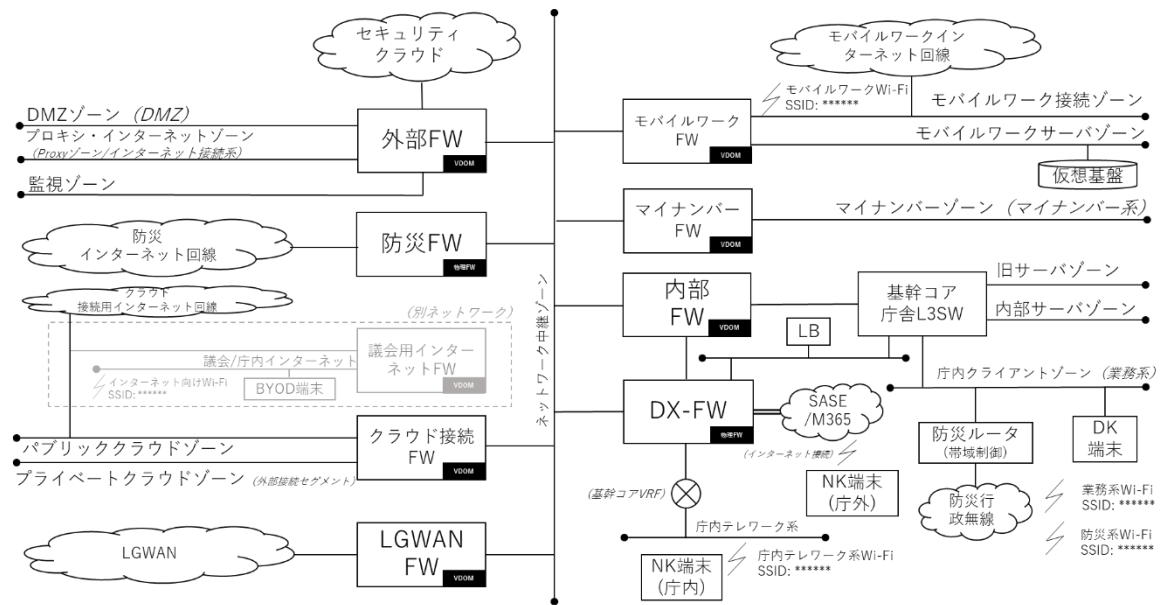
(イ) データ消去作業の実施前後で、対象となるハードウェアおよび記憶媒体の数量を記録すること。

(ウ) 物理破壊によりデータ復元が不可能な状態になったことを証明する書類(破壊証明書など)を三重県に提出すること。

(8) ネットワーク

ア. 三重県情報ネットワークに構築された行政WANを使用すること。行政WANの論理構成図は以下のとおり。

三重県行政WAN論理構成図



- イ. 通信に使用するプロトコルはTCP/IPとする。インターネット経由でアクセスする機器はDMZに設置し、それ以外の機器は業務系セグメントに設置すること。DMZに設置する機器は最小の構成とすること。
- ウ. サーバ及び端末のコンピュータ名及びIPアドレスは三重県が割り当てる。
- エ. 業務系セグメントとDMZ間の通信は、全てユニキャストとする。三重県管理のファイアウォールの設定を変更するため、通信の相手、使用するプロトコル及びポート番号を三重県に報告すること。なお、ファイアウォールの設定変更が認められなかったときは、代替案を検討すること。
- オ. 外部からDMZへの通信は、HTTP(80)又はHTTPS(443)とし、DMZから外部への通信は認めない。また、業務系セグメントから外部への通信は認めない。
- カ. マイクロソフト製品は、三重県が運用するWSUSサーバからセキュリティパッチの取得ができる。ただし、Office 2019以降は、WSUSサーバからセキュリティパッチの取得ができない仕様であることに留意すること。
- キ. インターネットメールは、三重県が運用するメールサーバ(SMTPサーバ)が利用でき、運用監視による通知メール等を送信できる。

(9) システム設置場所

- ア. 統合サーバは、IDCに設置している。
- イ. 内部系サーバは、内部ファイアウォール配下のサーバゾーンに設置する。
- ウ. 外部公開系サーバは、外部ファイアウォール配下のDMZゾーンに設置する。
- エ. 本システム導入に伴うネットワーク回線又は電源等の増設は、受託業者の負担とする。

(10) IDCでの作業における要件

- ア. IDCでの作業を実施する際は、作業予定日の1週間前までに入館申請すること。
- イ. 機器搬入等を行う際は、IDCが指定する搬入口及びエレベータを使用し、設備、器物破損を防止するための処置を講じること。
- ウ. 機器搬入時に発生した不要物(梱包材等)は速やかに回収し、受託業者の責任、負担において、

安全に廃棄すること。

- エ. ラックに各機器を設置する際には、空調・ファンの稼働など、ラック内の温度に考慮した設置を行うこと。
- オ. 部品交換の際、機器自体をラックから引き出さなくてもよいように機器間は必要な空間を空けて設置を行うこと。
- カ. 機器間の空いた空間にはブランクパネル等を使用し、適切なエアフローを確保すること。
- キ. IDC 内のラック間配線は IDC 事業者による作業を依頼しなければならない。ラック間配線には、2週間程度を要するため、余裕をもって設置計画を立てること。
- ク. 機器・電源ケーブル・通信ケーブルの両端にラベル表記すること。
- ケ. 通信ケーブルに負荷のかからないケーブリングを施すこと。また、見栄え良く、整理されたケーブリングを施すこと。

(11) 通信環境

- ア. Web閲覧はSSL/TLS通信(https)で行うため、必要なサーバ証明書の取得手続きの補助及びサーバへの設定を行うこと。使用する証明書は、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)を通じて取得するサーバ証明書(一般公開サイト向けの証明書(有効期間は6か月))を想定している。なお、LGPKIへの申請は三重県が行うため、受託事業者は申請に必要な技術情報(CSR等)の作成及び提供を行うこと。また、運用保守期間中は、証明書の有効期限が切れる前に、更新に係る手続き補助及び再設定作業を遅滞なく行うこと。
- イ. SSL/TLSの暗号化プロトコルにはTLS1.2以降を使用し、SSL、TLS1.0、TLS1.1は使用しないこと。
- ウ. 閲覧者との通信では、https以外の通信はできないので注意すること。
- エ. セキュリティを確保するため、現行システムで利用しているSOCやCDN、WAFの機能等を有する三重県自治体セキュリティクラウド(以下「三重県SC」という。)を利用すること。三重県SCの初期設定は三重県SC運用事業者が行うため、本システムに関する設定内容の調整等、三重県及び三重県SC運用保守事業者と連携して作業を行うこと。初期設定費及び運用費の負担は不要である。

(12) 大規模災害対応

- ア. 大規模災害時、メインサーバ(統合サーバ)へのアクセスができなくなった場合を想定し、クラウド上にミラーサイトを構築し公開すること。なお、クラウドは以下の条件を満たすこと。
 - (ア) クラウドサービスで取り扱う情報資産がサービス事業者により、目的外利用されないこと。
 - (イ) クラウドサービスの提供に用いるサーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等の情報システムが設置されている
 - (ウ) 建物(以下データセンターという)は、地震・水害・火災への対策が行われていること。
 - (エ) データセンターは、日本の法令が適応されること。また、管轄裁判所に関しては、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とできること。

- (オ) サービス提供事業者若しくはサービスは、情報セキュリティや個人情報保護に係る第三者認証等のレポートにより、その管理水準が適正と認められていること。
 - (カ) 業務を実施するうえで必要となるリソースの容量・能力が確保されていること。
 - (キ) サービスの提供に用いるアプリケーション、サーバ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器の死活監視・障害監視について監視を行っていること。
 - (ク) サービスの提供に用いるアプリケーション、サーバ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器についての技術的脆弱性に関する情報を収集し、適宜対策を行っていること。
 - (ケ) 情報の盗聴・改ざん等から保護するため暗号化を行うこと。
 - (コ) 不要なサービスを停止すること。また、利用する通信プロトコル、ポートは必要最小限とし、利用していない通信プロトコル、ポートはファイアウォール等にて遮断するとともに、マルウェア対策を実施すること。
 - (サ) アクセス記録が保存されていること。なお、アクセス記録にはログイン成功だけでなくログイン失敗の記録も行うこと。また、これらの記録の正確性を確保するため、正確な時刻の設定が行われていること。
 - (シ) クラウドサービスに保存されるデータは暗号化されていること。
 - (ス) ID・パスワードによる認証以外に、ワンタイムパスワードや生体認証等によるアカウント認証の強化、又は利用できるIPアドレスを制限する等のアクセス制限等が実施されていること。
 - (セ) 保存されるデータについてサービス利用終了時に適切に消去されること。なお、暗号化したデータの暗号鍵を無効化することでもデータ消去措置と見なせる。
 - (ソ) サービス仕様の変更やサービス終了等について、対応策が検討する期間を確保するため、サービス事業者から事前に通知がされること。
 - (タ) サービスの稼働率や、サポート・問い合わせ窓口等に関する事項が示されていること。
 - (チ) 閲覧者へ公開された情報セキュリティに関する統一的な窓口が設置されており、情報セキュリティインシデントが発生した際、閲覧者への報告、収束に向けた対応等にかかる実施体制が確立していること。
 - (ツ) サービス提供事業者の免責事項に関する記載があり、その記載内容は利用上問題ないこと。
- イ. Webサイト全体の同期は週に1回程度とし、トップページ・報道発表資料等の日々更新される特定のページについては、1日複数回同期すること。なお、DNS等の切替は三重県で実施する。
- ウ. メインサーバ(統合サーバ)が設置されているDMZからの発信は行えないため、クラウドからメインサーバーへhttps通信によるPULL形式でアクセスし情報を取得すること。
- エ. コンテンツの修正については、特定の職員のみミラーサイトにアクセスし、トップページ及び非常時のページ等を手動で修正することを想定している。このため、ミラーサイトには、ID・パスワード及びIPによるアクセス制限等を行うこと。

- オ. ミラーサイトのヘッダー等にミラーサイトであることや一部情報が古い可能性があること等の注意書きを記載できること。
- カ. アクセス負荷を軽減するため、テキストベースのサイトをクラウド上に準備しておくこと。なお、テキストベースサイトへの切り替えは職員が手動で作業することを想定している。
- キ. ミラーサイトについても、三重県SCを利用すること。
- ク. ミラーサイトへのアクセス方法やコンテンツの修正方法、テキストベースサイトへの切り替え方法等に関するマニュアルを作成し提供すること。

4. 規模・性能要件

(1) システムの規模・性能

システムの規模・性能は下表を想定しており、これらの要件を満たすシステムとすること。

なお、レスポンス時間は本システムがリクエストを受信してからレスポンスを送信するまでの時間とし、クライアントの処理やネットワーク伝送時間を含まないものとする。

サブシステム	項目	指標
CMS(コンテンツ管理システム)	同時接続数(瞬間最大)	約100件
	登録ユーザ数	400ユーザ
	登録(更新)ページ数	約100ページ/日
	レスポンス時間	3秒以内
Webサイト	ページビュー数(通常時)	267万件/月
	レスポンス時間	3秒以内
ページ・コンテンツ ※合計280GB程度	HTMLファイル	約9万ページ
	PDFファイル	約36万
	Word, Excel, PowerPoint	約10万
	画像ファイル	約17万
動画配信システム ※1日に10動画以上登録することも想定しておくこと。	対象登録者数	10人
	登録コンテンツ数	約30動画/月
	ライブ配信数	約20件/月
	視聴回数	約44万回/月

5. 信頼性要件

- (1) 公開サイトサーバ(統合サーバのWebサイト)の信頼性及び冗長性の確保ならびに負荷分散対策を実施すること。

これらの機能実現に必要な機器類及びソフトウェアのうち、三重県が用意するもの以外に必要なものについても納入を行うこと。

- (2) 同スペックの公開サイトサーバをDMZ 用の各統合サーバ上に1 台ずつ構築し、常に2 台とも Active 状態として負荷分散運用できるようにすること。
- (3) 複数の公開サイトサーバとなることから、CMSサーバからファイルをアップロードする際は、各サーバコンテンツに差異が発生しない仕組みを持たせること。
- (4) 三重県が用意する機器類は、別紙2「統合サーバの利用について」に記載されているもののみであり、冗長性ならびに負荷分散対策に必要となる機器類及びソフトウェア全てについては受託事業者で用意し、その費用も本業務の範囲内となるので、注意すること。
- (5) 負荷分散対策については、旧システムでも利用していたNLB(ネットワーク負荷分散)構成とすることを想定している。
- (6) 障害に伴うシステム停止は年1回以内、年間の累計停止時間は1時間以内、年間稼働率99.9%以上を目標値とする。ただし、受託事業者が準備する本システムの構成要素以外が原因となる停止時間や、事前に三重県が認めたメンテナンス時間は停止時間に含まないものとする。なお、メンテナンスの実施については、「第8 運用保守要件 2.業務の実施方法 (9)修正プログラムの適用」を参照のこと。
- (7) レスポンスの大幅な劣化の予兆を検知したタイミングで、予防保守により、性能要件で示したレスポンスタイムを維持すること。
- (8) 定期的にバックアップを取得すること。なお、障害発生等には、最新のバックアップデータをもとにリストアができること。

6. セキュリティ要件

(1) 各種規定の遵守

・本システムの構築・運用保守に際しては、「情報セキュリティポリシー対策基準及び解説書」に従うこと。なお、「情報セキュリティポリシー対策基準及び解説書」については契約締結後、受託事業者のみに開示する。

(2) 個人情報の保護

・本システムで取り扱う画面、帳票及び電子データ等には様々な個人情報が含まれるものも存在するため、プライバシー保護の観点から全てのシステム環境において、セキュリティ対策については万全の対策を講ずること。また、本システムでは、IDC に設置するサーバ上にデータを保存・管理することを原則とし、クライアント側にはデータを持たせないようにすること。ただし、帳票出力やデータ抽出の機能等を利用して作成されたファイルをクライアントへダウンロードしたのものに関してはこの限りではない。

(3) 不正アクセス防止

・システム利用者として登録された者以外の本システムへのアクセスを禁止する対策を施すこと。
・許可されたシステム利用者に対し、アプリケーションで業務権限を制限できる機能を構築すること。その際、業務権限のレベルを設定するとともに、そのレベルに応じて当該業務が行えるか否かの設定を可能とすること。

(4) ログ収集

・本システムにおいては、不正アクセス検知を目的として、監査ログやアクセスログの収集・一元管理・一定期間の保存を行うこと。

(5) 外部からの不正アクセス防御

・外部から常にSQL Injection 等による不正アクセスがあることを考慮し、それら脅威から防御できる構成とし、新たな不正アクセスの手法に対しても迅速に防御できるような構成とすること。

・万一、サーバ管理者権限搾取等が発生した場合でも、迅速に復旧できるような手順を作成すること。

(6) ログインが必要となる機能において、一定時間にてセッションタイムアウトを行うこと。

(7) 連続ログイン失敗回数などIDロックアウトポリシーが設定でき、ロックアウトポリシーに抵触したIDは自動で無効化を行うこと。

第7 テスト、データ移行要件

1. テスト

(1) 各種テスト(受託事業者実施)

- (ア) リリース前に機能要件に示す各種機能が正常に動作することを確認するため、各種テストを実施すること。
- (イ) テスト計画の策定にあたり、連携相手方など関係者の協力が必要となる事項においては、十分な準備期間を確保するとともに、関係者にて実施すべき事項を簡潔にまとめた資料を作成すること。
- (ウ) テストの実施にあたり、事前に三重県に対してテスト計画書を提出すること。テスト計画書に対して三重県から意見があった場合、受託事業者は適宜テスト計画書を修正すること。
- (エ) テスト後に結果報告書を提出すること。
- (オ) テストの結果、問題が明らかになった場合は、リリースまでに対策を行うこと。
- (カ) テスト実施にあたり必要となるデータは、原則として受託事業者が作成、準備すること。

(2) 受入テスト(三重県実施)

三重県は、システム全体の最終的な品質確認のため受入テストを実施する。受託事業者は、受入テストの円滑な実施のため、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 受入テストを円滑に実施するためのテスト環境(本番環境と同等構成)および必要なテストデータを準備し、県が利用できる状態にすること。
- (イ) 県による受入テスト期間中、質問への対応、技術的支援を行うこと。
- (ウ) 受入テスト中に発見された不具合については、速やかに原因を究明し、修正および修正後の再テストを実施すること。
- (エ) 受入テスト終了後、テスト結果(不具合対応状況含む)をまとめた報告書を県に提出すること。

2. データ移行

(1) データ移行の対象

- ア. 移行の対象は、原則としてドメイン配下のページとする。ただし、三重県が不要と判断したページは、移行対象から除外する。
現時点での総ページ数約90,000ページのうち、移行が必要なページは約40,000ページ程度を想定しており、スムーズにスリム化できるよう全庁説明用の資料作成及び説明会を行うこと。
また、各所属がページ移行の要・不要を判断するための資料作成及び各所属からの問い合わせ対応等を行うこと。
さらに、旧システムの公開WEBサーバ・CMSサーバを1年程度残し、移行ページが40,000ページを超えた場合は、本番リリース後、旧システムの公開WEBサーバを参考にしながら職員によるデータ移行を行う想定である。なお、本番リリース時にはリンク切れを解消するため、本システムのWEBサイトにリンク切れがあった場合は旧システムの公開WEBサーバを閲覧するようにデータ移行期間中(1年程度を想定)はリダイレクト設定を行うこと。また、職員がデータ移行の

操作に戸惑うことがないように説明会を実施することを想定しているため、説明会の説明資料やデータ移行する際の手順書等を作成すること。なお、詳細は契約後調整することとする。

- イ. 上記アには含んでいない三重県公報ページ(約30,000ページ)については、タイトル、本文(項目のみ)、添付ファイル(PDF)の簡易的なページであることから、一覧を三重県から提供するため、機械的に移行を行う等、簡易的な移行を行うこと。なお、後述する(5)の改善作業や(7)の検証作業は不要と考えている。

ウ. 現行のCMSで非公開としているコンテンツは移行しない。

(2) 移行および改善手段の検討

移行の際の最適な方法、スケジュール、役割分担、完了時の検証方法等を「データ移行計画書、データ移行ルール」として提案し、三重県と十分協議のうえ移行手順等を決定すること。

(3) 対象コンテンツの取得

三重県より、公開データを提供する回数は最大5回とする。

(4) コンテンツリストの作成

移行対象範囲の全ページのコンテンツリスト(サイトマップ)を作成すること。コンテンツリストには、ページタイトル・公開URL・新ページのページID・移行日・移行時の変更点・ページの所有グループ等の情報を記載し、三重県の担当課が移行内容の確認を行う際に負担のかからないようにすること。

(5) コンテンツの移行および改善

データをそのまま移行するのではなく、アクセシビリティに配慮された状態に修正しながら移行を行うこと。改善内容は「データ移行ルール」に記載すること。なお下記については必ず実施すること。

- ア. ページタイトル(ページタイトルで内容が推測できるようラベリングを実施する)
- イ. 見出しの付与(ページの構造上、見出しと判断される場合、見出し設定を付与する)
- ウ. 見出し構造の適正化(見出し順序を適切化し、正しい順序・重みに設定する)
- エ. 箇条書き設定(箇条書き(ul要素)・番号リスト(ol要素)を付与する)
- オ. リンク名称の変更(リンク名は原則、リンク先のタイトル名とする。本文中のリンクで、リンク先のタイトルとすることが適切でない場合には、リンク先を推測できる名称に変更する)
- カ. 外部リンクの設定(内部リンクと外部リンクが区別できるよう設定を行う)
- キ. 装飾記号・不要な空白・不要な改行などの修正を実施する。
- ク. 適切な代替テキストの設定(代替テキストにて画像を推測できない場合、適切な代替テキストを設定すること、画像に属性が必要な場合、属性を付与すること)
- ケ. 表の修正(セル結合の解除など、スクリーンリーダーで内容が理解できるよう修正を行う)
- コ. 用語の統一(和暦・西暦表記・日付表記・時間表記などアクセシビリティガイドラインで定めた用語に修正すること)
- サ. 移行ルールに記載のない修正はコンテンツリストなどに修正内容を記載し、報告すること
- シ. 外国語のlang属性付与(ページ内の一部に外国語が使用されている場合は、該当箇所にlang属性を付与すること)

(6) 追加コンテンツの移行

移行開始後に追加更新(新規公開、削除、変更)したコンテンツは、受託事業者が管理し、最新の状態で移行すること。

(7) データ移行後の受託事業者による検証

移行したデータは、移行作業とは別の作業者が目視により「データ移行ルール」のとおり移行ペー

ジの改善が実施されているか確認を行うこと。また、miCheckerとバリデーションチェックで全ページが問題のない状態であることを確認すること。

(8) データ移行後の三重県による検証

- ア. 受託事業者は移行した全ページのコンテンツリスト(サイトマップ)を作成すること。
- イ. 三重県担当者はコンテンツリストから、サイトが正しく移行できているか確認ができること。
- ウ. 移行ページには移行元のページリンクが記載され、移行元ページを確認できること。
※コンテンツリスト→移行ページ→移行元ページと遷移し、移行状態を確認できること。
- エ. 移行元ページは更新されている恐れがあるため、データ移行時の状態を再現できるような確認環境を準備すること。再構築後1か月までは、確認環境が閲覧できる状態にしておくこと。
- オ. 三重県による確認の結果、修正の必要があると判断されたものについては、受託事業者において修正を行うこと。

(9) リダイレクト処理

ページ移行によりURLが変更となる場合は、リンク切れを生じさせないようURLが変更された全ページに対し恒常的にリダイレクト処理を行うこと。

(10) アクセシビリティ試験

- ア. 移行後は最低年1回ウェブアクセシビリティ基盤委員会が定める「JIS X 8341-3:2016試験実施ガイドライン」に沿って40ページ以上を対象に目視にて試験を行い(チェックツールのみの診断は不可)、試験結果を報告すること。試験結果報告は実装チェックリスト、達成基準チェックリスト、試験結果を解説した診断レポートの3点とする。また、試験結果をホームページで公開ができるよう、必要な支援を行うこと。
- イ. アクセシビリティ試験は、原則受託事業者ではなく、第三者に依頼し実施することとし、実施前には再委託届けを提出すること。
ただし、試験の客観性が担保されるのであれば、受託事業による実施も可とする。その場合は、三重県へ試験の客観性を説明し、承諾を得ること。
- ウ. 再構築後のウェブサイトは「JIS X 8341-3:2016」に示す、適合レベル「AA」を達成することとするが、試験はWCAG 2.2の基準で実施すること。ただし「JIS X 8341-3:2016」が改正された場合は、新JISの基準にて、構築・試験を実施すること。

3. マニュアル等の整備

三重県Webサイト運用方法に則した専用マニュアルを以下のとおり作成すること。各マニュアルは、三重県における運用の事情や要望を反映して作成し、三重県の業務内容と実施手順に沿って一連の操作方法を解説すること。

(1) CMS操作マニュアル(一般用)

一般の作成者および承認者向けのマニュアルとして、極力専門的な用語を使用せず分かりやすく解説すること。イラストや画面のハードコピーを用いて、分かりやすく解説すること。業務に不慣れな職員でも理解できるよう、平易な用語を用いること。

(2) CMS操作マニュアル(管理者用)

管理者がシステムを運用するために必要な機能を網羅したマニュアルとして、分かりやすく解説すること。イラストや画面のハードコピーを用いて、分かりやすく解説すること。業務に不慣れな職員でも理解できるよう、平易な用語を用いること。

(3) 動画配信操作マニュアル

動画配信システムを運用するためのマニュアルを作成すること。イラストや画面のハードコピーを用いて、分かりやすく解説すること。業務に不慣れな職員でも理解できるよう、平易な用語を用いること。

- (4) 障害時対応マニュアル
障害時の対応手順について説明するマニュアルを作成すること。
- (5) アクセシビリティガイドライン
アクセシビリティについての知識がなくても、JIS X 8341-3:2016 AAを理解し、アクセシビリティに配慮されたページが作成できるようなガイドラインを作成すること。
ガイドラインは職員誰もが理解できるよう、平易な用語を用いること。
- (6) 動画マニュアル
CMSの各操作について、章立てした動画マニュアルを作成しCMSから参照できること。

4. 職員研修及びヘルプデスクの設置

(1) 職員研修

- ア. システム利用者(三重県担当者)及びシステム管理担当者に対して運用開始前に操作研修を実施すること。
- イ. 研修は参加者が本システムを操作しながら行えるようにすること。
- ウ. システム利用者(三重県担当者)向けは3時間×10回程度の実施を見込んでいる。
- エ. システム管理担当者に対しては、システム運用に必要な事項を説明することとし、1日×1回を見込んでいる。
- オ. 研修方法は集合研修、ウェブ研修のどちらでも対応可能とすること。

(2) ヘルプデスク

- ア. 運用開始1カ月前後(詳細は三重県と協議のうえ決定する)は、職員から受託事業者へ直接電話及びメールで問合せ可能な窓口を設け、問合せに対応すること。
- イ. 電話がつながりにくくなったりすることのないよう、十分な回線数、ヘルプデスク要員数を確保すること。
- ウ. 電話の受付時間は三重県開庁日の8時30分から17時15分までとする。

第8 運用保守要件

1. 対応時間

本仕様書の各項に特段の定めがある場合を除き、運用保守業務の対応時間は、三重県開庁日の8時30分から17時15分までとする。

17時15分の時点で、なお対応中の障害がある場合には、その対応の完了をもって業務を終了するものとする。ただし、緊急を要しないものについてはこの限りでない。また、影響度「高」((14) 障害対応 イ 障害切り分け を参照)の障害が発生した場合は、発生が17時15分以降であっても対応を開始すること。

また、業務の性質上、平日の8時30分から17時15分までの間に行うことができない場合には、夜間又は休日に行うものとする。

2. 業務の実施方法

(1) 共通事項

- ア. 体制

障害発生時には、直ちに調査に着手すること。契約書に基づき、届け出た業務従事者のみが携わるよう管理すること。

システムが高い品質を維持し、効率的かつ確実な運用が行えるよう、必要なスキル(資格・経験)を有する人員を配置する等、十分な体制をとること。

ソフトウェアの脆弱性についての情報取得や不具合に対する相談受付など、ソフトウェアメーカー等からの技術サポートを随時受けることができる体制となっていること。

イ. 運用保守に必要な機器等

運用保守に必要な管理用の端末機や通信回線等は受託事業者が調達すること。それに係る一切の費用は受託事業者の負担とする。

ウ. 受付窓口

問合せ対応や連絡調整のための受付窓口を設置し、1に示す対応時間中、電話及び電子メールで受付、対応を行うこと。

エ. 執務場所

入退室管理や施錠管理、部外者の立ち入り制限やマルウェア対策等、セキュリティが担保された受託業者の事務所等において業務を行うこと。

(2) 計画停止

システムのアップデート等のための機器再起動など、システムを停止する必要がある場合は、年間スケジュール・月間スケジュールで事前に三重県に報告し、承認を得ること。

計画に基づき、システムの起動、停止、確認作業を行うこと。

(3) ジョブ実行

システム運用に必要なジョブスケジュール、パラメータ等の各種情報を登録すること。

(4) ログ管理

各種ログ等を収集し、保存管理すること。三重県から依頼があった場合は、ログから該当情報を取得し、提出すること。

(5) 構成管理

ア. 機器、ソフトウェア、ミドルウェア、プログラム等資産の構成管理を行うこと。管理する主な項目は以下のとおり。

- ソフトウェアの名称、バージョン、ライセンス番号、適用済みのサービスパック等
- ベンダーの名称、担当部署名、連絡先等

イ. 使用しているライブラリ、API 等についても構成管理の対象に含めること。

ウ. 運用保守の過程で、ドキュメント(手引書、研修用テキスト含む。)に変更が生じた場合は、変更し、最新の状態に維持すること。研修動画については、新年度に担当する職員が視聴できるよう、毎年度末に最新の状態に更新すること。

(6) システム維持保守

ア. 毎月、ログやリソースの状況を収集、分析し、システムの性能が劣化している場合は、チューニング、データベースの設定変更、拡張等、必要な作業を行い、対処すること。

イ. ログやリソースの使用状況を基に改善提案を行い、三重県の上承を得て変更作業を行うこと。

ウ. その他、システム維持に必要な作業を行うこと。

(7) 修正プログラムの適用

ア. 機器、ソフトウェアに関するバージョンアップ情報、脆弱性情報等を取得し、月1回以上確認し、報告すること。確認できた脆弱性に対して、三重県と脆弱性対応方針を合意し、方針に基づいた対応(設定変更・修正プログラム適用等)を行うこと。使用しているライブラリやAPI等に

についても、脆弱性情報を随時取得できる体制をとること。

- イ. 修正プログラムを適用する場合には、適用前の状態に戻せるようにしておくこと。また、適用後は、バックアップを取得すること。
- ウ. 修正プログラムの適用は、原則1か月に1回とする。ただし、他のセキュリティ対策により、適用しなくても本システムのセキュリティに支障が無いと認められるときは、この限りでない。また、重大なセキュリティホール対策等、緊急性の高い修正プログラムが提供された場合には、速やかに適用作業を実施することとする。
- エ. システムの長時間の停止を伴うものについては、事前に三重県の上承を得たうえで、休日又は夜間に行うこと。

(8) データメンテナンス

- ア. 年度末等、組織変更、職員の異動及び組織変更に伴うページ移管等が大規模に行われる場合は、マスターデータ等の更新やページ移管等、必要な更新作業を行うこと。
- イ. システム管理者等のID、パスワードの登録等の管理を行うこと。

(9) セキュリティ対策

- ア. ウィルス対策ソフトのパターンファイルは、常に最新のものを適用すること。
- イ. セキュリティリスクに対する情報収集を随時行い、対策を行うこと。
- ウ. 毎年1回、外部からの不正アクセスや情報漏洩につながる脆弱性等を特定するWebアプリケーション診断を実施し、結果分析・その分析に基づく対処方策の検討及び対応等を行うこと。実施時期については、三重県と協議の上、決定すること。
- エ. 三重県の情報セキュリティポリシーを遵守し、セキュリティ対策を講じること。

(10) アクセシビリティチェック

- ア. 毎年1回、三重県Webサイト内ページ(再構築対象ページに限る)について、「JIS X 8341-3」に基づいたアクセシビリティチェックを行うこと。
- イ. プログラムを利用したチェックを三重県Webサイト内の全ページに対して行うこと。
- ウ. 目視によるチェックを三重県から提示されたページ(40ページ程度を想定)に対して行うこと。
- エ. チェック結果をとりまとめ、三重県に報告すること。また、三重県からの依頼に応じて、問題のあったページの修正作業を行うこと。

(11) サーバ証明書更新

SSL/TLS通信に必要な証明書の有効期限が切れる前に、証明書の更新作業を行うこと。

(12) バックアップ

- ア. システム障害等に備え、迅速に復旧が可能となるよう、システム及びデータのバックアップを行うこと。
- イ. バックアップの取得と転送にかかる負荷及び時間、リストアの作業性や所要時間を考慮したうえで、バックアップの最適な範囲と方法を提案し、三重県の承認を得ること。
- ウ. ランサムウェア対策を行うこと。
- エ. 統合サーバの標準機能を使用することも可とする。

(13) 稼働・性能監視

- ア. 稼働・性能監視業務は24時間365日体制とする。
- イ. 各機器の稼働状態やサービスプロセス等について異常が発生していないかについての稼働監視を行うこと。

- ウ. 各機器のリソース(CPU使用率、メモリ使用率、ディスク使用率)について、性能不足や容量不足等が発生していないか性能監視を行うこと。
- エ. 稼働監視、及び、性能監視における監視内容の詳細として、方法(死活監視、サービス監視、プロセス監視、http監視等)や閾値、時間間隔等について、三重県と協議のうえ、定めること。
- オ. 異常(閾値を超えた状況など)が検知された場合、三重県並びに三重県が指定する所定の連絡先に通報すること。
- カ. 適正な範囲外の状態が継続する場合は、対策案を報告し、三重県の承認のうえ、対策を講じること。
- キ. 必要に応じて、監視のチューニングを行うこと。
- ク. 必要に応じて、監視対象の追加等を行うこと。
- ケ. 統合サーバの標準機能を使用することも可とする。

(14) 障害対応

ア. 障害検知・通報

監視ツール等により障害を検知したときは、障害状況を調査し、三重県に連絡すること。

イ. 障害切り分け

- 復旧予定時刻、影響範囲、対応方法等について三重県と調整すること。
- 影響度が「高」の場合は、夜間・休日であっても、翌開庁日までに対応することを原則とする。ただし、業務への影響範囲や障害対応の内容等により、三重県と協議のうえ、対応時間を決定することとする。
- 影響度が「中」又は「低」の場合は、対応時間中の作業とする。ただし、「中」の場合で、夜間・休日に障害を検知した場合は、遅くとも翌開庁日の8時30分には復旧作業に着手すること。

影響度	障害分類
高	<ul style="list-style-type: none"> ・ Webサイトの全部又は一部停止 ・ CMSの全停止又は業務に重大な支障をきたす機能の一部停止
中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の職員が利用する機能など、上記以外の機能の停止
低	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム停止を伴わない軽微な障害 ・ 冗長構成の片系障害で切替発生 ・ 冗長構成の1台障害で縮退運転 ・ 閾値監視の警告通報

ウ. 復旧作業

- 障害復旧を行うこと。プログラムに起因する場合は、プログラムの修正等を行い復旧すること。
- バックアップからシステム、データのリストアが必要な場合は、受託事業者が行うこと。
- 短時間での復旧が見込めない場合は、Webサイトの復旧を最優先すること。

エ. 障害報告、記録

障害の検知、原因、対処、再発防止策等の情報を復旧後速やかに報告書にまとめて三重県へ提出すること。あわせて、障害実績として管理すること。

オ. 再発防止

障害の根本原因を調査し、解決に向けて再発防止策を講じること。

(15) 問合せ対応

- ア. 受託事業者は三重県からのシステムや操作に関する問合せ、障害連絡等に対応すること。
- イ. 平日8時30分から17時15分までに受け付けたものは、その日のうちに対応すること。ただし、緊急を要しないものについてはこの限りでない。
- ウ. システム利用状況等を調べるため、三重県からの依頼によりログを解析し、報告すること。
- エ. その他、三重県からの依頼により、データ抽出等の作業を行うこと。

(16) システム改修

- ア. 簡易なデザイン修正、機能改善など、システムの利便性向上及びシステムを安定して運用させることを目的にシステムの改善提案、改修等を行うこと。
- イ. アによる改修は、年間2.5人月までとする。

(17) 運用保守計画・報告

- ア. 年間スケジュールの作成
毎年度当初に、事前に予定されているイベント、作業予定を勘案し、年間スケジュールを作成すること。
- イ. 月間スケジュールの作成
毎月20日頃までに、翌月の月間スケジュールを作成すること。
- ウ. 月次報告
毎月、月次報告書を作成し、定例会議の場で報告すること。オンラインでの報告も可とする。定例会議の議事録を作成すること。
なお、月次報告書に記載する主な事項は、以下のとおり。
 - 課題管理状況
 - リソース状況
 - 問合せ対応状況(FAQの原案含む。)
 - 利用状況(ページビュー数、検索キーワード等)
 - 障害状況
 - 改善提案事項など

(18) 技術サポート

- ア. 三重県からのシステムに関する技術的な問合せに対応すること。
- イ. 三重県が仕様変更を行う場合、事前調査を行い、概算改修規模を示すとともに実現のための技術的提案を行うこと。

(19) 統合サーバ等の再構築に伴う立ち合い等

本業務の履行期間中において、三重県情報ネットワーク、統合サーバ、リモート保守環境等の再構築が行われる可能性があり、その際、本システムの設定変更や立会い等が必要になる場合がある。その場合、本システムの設定変更や立会い等について、本業務の範囲内として行うものとする。

(20) 障害検知時の一次切り分け

- ア. 稼働・性能監視もしくは三重県からの連絡等によって、障害や異常を検知した場合、もしくは障害の予兆が見られる場合は、直ちに三重県に報告し一次切り分けを開始すること。一次切り分けにより原因が判明した場合は、速やかに三重県に報告すること。
- イ. 原因切り分けを行っても、障害原因が不明の場合は、迅速な障害対応のため、引き続き、受託

業者が原因究明作業を実施すること。

- ウ. 勤務時間帯における一次切り分けは、障害や異常を検知してから概ね30分以内に着手すること。勤務時間帯以外は、緊急と判断した場合、速やかに着手すること。

(21) 障害対応

- ア. 一次切り分けの結果に応じて、対応策を策定し、三重県の承認を得たうえで実行すること。対応策を策定できない場合であっても、概ね2時間毎もしくは三重県の要求に応じて状況を報告すること。
- イ. 障害対応として、リモート保守による対応を可とする。
- ウ. DMZに接続したサーバが攻撃を受けている場合は、迅速に対応すること。なお、三重県の判断で、通信の遮断や該当サーバの停止を行うことがあるが、停止後の該当サーバの調査及び復旧作業については受託業者が行うこと。
- エ. 障害によりソフトウェア、データが破損した場合、バックアップデータ、アーカイブログ等により速やかに障害発生時点までのデータ復旧を行うこと。また、必要に応じて、本システムの再セットアップを行うこと。
- オ. 障害は、翌開庁日の勤務時間帯までに復旧させること。復旧できない場合は暫定措置を講じること。
- カ. 業務停止を伴う障害が発生した場合は、全ての業務の復旧を実施すること。
- キ. 現場検証や各種ベンダーに確認が必要な問い合わせ事項は、遅滞なく調査を行い、速やかに、その結果を三重県に報告すること。
- ク. 対応策の結果を評価し三重県に報告すること。三重県が障害対応の完了を認めるまで障害対応を継続すること。

3. 次期システムへの引継ぎ

本システムの運用・保守期間において、次期システム受託業者が決定した場合は、三重県からの指示により次期システム受託業者に対して以下の支援を行うこと。

- (1) 必要に応じて次期システム受託業者に各種ドキュメントの提供を行うこと。
- (2) 次期システムへのデータ移行作業が必要となった場合は、移行用データを抽出するなど、必要な支援を行うこと。
- (3) 本システムの次期システム受託業者へ運用業務等の引継ぎを行うこと。
- (4) 上記支援には、質疑応答、技術的助言を含むこと。

第9 その他特記事項

1. 情報セキュリティに関する受託事業者の責任

- (1) 受託事業者は、情報セキュリティポリシー対策基準及び受託事業者内部のセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本業務に係る作業を実施するものとする。なお、情報セキュリティポリシー対策基準については、受託事業者のみに提示する。
- (2) 受託事業者は、本業務に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物(関係者個人の所有物等、受託事業者管理外のものを指す。以下、同じ。)コンピュータ及び私物記録媒体(USBメモリ等)に三重県に関連する情報を保存することを禁止するものとする。

- (3) 受託事業者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について、三重県に確認を求められた場合には、これを報告するものとする。また、受託事業者は履行状況について、三重県が自ら確認しようとすることに協力するものとする。
- (4) 受託事業者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について三重県が改善を求めた場合には、三重県と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。
- (5) 受託事業者は、本業務に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中において、受託事業者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ちに三重県へ報告の上、受託事業者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施するものとする。
 - ア. 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、三重県の承認を得た上で実施すること。
 - イ. 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、三重県へ提出して承認を得ること。
 - ウ. 再発防止対策を立案し、三重県の承認を得た上で実施すること。
 - エ. 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、三重県の指示に基づく措置を実施すること。

2. 遵守すべき法令等

- (1) 受託事業者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日法律第128号)等の関係法規を遵守すること。
- (2) 受託事業者は、個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び受託事業者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

3. 受託事業者の義務

- (1) 本業務の遂行に当たっては、委託事業者の求めに応じ、速やかに資料等の提出を行うこと。
- (2) 本業務において、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上、当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- (3) 契約書及び仕様書に明示されているすべての業務に対し、いかなる場合においても三重県に別途費用を請求することはできない。ただし、三重県の要求仕様の変更による追加費用については別途協議を行うものとする。
- (4) 開発に当たり、連携相手となるシステムの仕様等を確認する必要がある場合は、三重県に対して確認する事項を示すこと。

4. 支払条件

- (1) 毎年度の業務完了後、遅滞なく業務完了報告書を三重県に提出し、三重県による履行確認後、書面により支払いを請求するものとする。
- (2) 各年度の費用の支払い条件は以下のとおりである。

各年度の支払額は、令和8年度 総契約額の11.573パーセント(予定)

令和9年度 総契約額の48.685パーセント(予定)

令和10年度 総契約額の8.334パーセント(予定)

令和11年度 総契約額の8.334パーセント(予定)

令和12年度 総契約額の8.334パーセント(予定)

令和13年度 総契約額の8.334パーセント(予定)

令和14年度 総契約額の6.406パーセント(予定)

をそれぞれ支払額の目安として、予算の範囲内で契約時に協議するものとする。

(3) 内訳資料の提出

上記支払条件を踏まえて契約までに契約額の内訳資料を作成し提出すること。

5. 著作権等

- (1) 成果品等のうちプログラム言語で書かれるスクリプト・プログラム及び商用利用可能な画像等素材の著作権は、受託事業者又は開発元に帰属する。
- (2) 成果品等のうちプログラム言語で書かれるスクリプト・プログラムなどを除く一切の資料(機能一覧、画面一覧、画面遷移図等)は、三重県が自由に加工・編集し説明会等で利用できるものとする。
- (3) 成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに既定する権利で、同法27条及び28条に規定する権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果品のうち三重県又は受託事業者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品等の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- (4) 上記(3)の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託事業者以外の第三者に帰属している場合は、受託事業者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得した上、三重県に譲渡するものとする。
- (5) 成果品等のうち、上記(3)の規定の対象外で著作権が受託事業者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。
- (6) 成果品等のうち、上記(3)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託事業者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- (7) 三重県は著作権法第20条第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (8) 受託事業者は、上記(3)に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。

- (9) 受託事業者は、上記(4)に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (10) 上記(8)、(9)の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (11) 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (12) 受託事業者が受託事業者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- (13) 本契約、仕様書等にいう成果品等には、上記(1)を除き、すべて所有権及び著作権等が三重県に帰属する旨の表示をするものとする。

6. 工業所有権

- (1) 委託業務の履行に関連して三重県及び受託事業者が各々単独で特許権、意匠権その他の工業所有権(以下「工業所有権」という。)を獲得した場合、三重県が成果品等を利用(委託業務の目的に沿った本契約終了後の事業への利用を含む。以下同じ。)するために必要な範囲において三重県・受託事業者相互に無償で当該工業所有権を使用できるものとする。ただし、三重県及び受託事業者は、もっぱら相手方の発案によるものをもって、自ら単独の工業所有権を獲得してはならない。また、三重県及び受託事業者は、特許法第38条、意匠法第15条その他関係法規の規定に基づき、発明等に至る過程が完全に一方に属するもの以外は、すべてその工業所有権を共有としなければならない。
- (2) 受託事業者が従前より保有し、若しくは第三者から承継又は実施権の設定を受けた工業所有権を委託業務に適用する場合、受託事業者は当該工業所有権に関する対価を請求しないものとする。
- (3) 受託事業者が前項の工業所有権を第三者に承継させる場合は、三重県が成果品等を利用するために必要な範囲において、三重県又は三重県の指定する者に当該工業所有権の対価の請求及び権利侵害の主張をしない旨を保証するものとし、当該第三者が他の第三者に承継させる場合も同様の保証を行わせるものとする。
- (4) 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

7. 第三者の権利侵害

- (1) 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等(以下総称して「知的財産権」という。)を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下総称して「紛争」という。)がなされ、三重県から受託事業者へ処理の要請があった場合、受託事業者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託事業者は、当該第三者に対する損害賠

償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託事業者が処理するために必要な権限を受託事業者に委任するとともに、必要な協力を受託事業者に行うものとする。

(2) 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託事業者協議の上、受託事業者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

- ア. 成果品を侵害のないものに改変すること。
- イ. 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
- ウ. 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

8. 契約不適合担保責任

- (1) 三重県は、成果品に種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、受託事業者に対して、その契約不適合の修補、代替品の引渡し、不足品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受託事業者は、三重県に不相当な負担を課するものでないときは、三重県が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- (2) 前項に規定する場合において、三重県は、同項に規定する履行の追完の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- (3) 第1項に規定する場合において、三重県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、三重県は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。この場合において、業務委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。
- (4) 追完請求、前項に規定する業務委託料の減額の請求(以下「業務委託料減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。)が三重県の供した材料の性質又は三重県の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受託事業者が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- (5) 三重県が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受託事業者に通知しないときは、三重県は、その不適合を理由として、追完請求、業務委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託事業者が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

9. 機密保持

- (1) 受託事業者は、受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務を遂行するうえで知り得た個人情報及び機密情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。
- (2) 受託事業者が個人情報の処理等を行う場合は、個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を講じなければならない。

10. 再委託の制限

- (1) 受託事業者は、三重県の承認を得ないで業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を三重県に提出し、三重県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (2) 前項の規定は、受託事業者が資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

11. 暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置

- (1) 受託事業者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア. 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ. 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ. 三重県に報告すること。
 - エ. 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 受託事業者が(1)のイ.又はウ.の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置をとるものとする。